

諮問番号：諮問第 5 号

答申番号：答申第 5 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### ① 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、人前に出ると恐怖を感じ、一人でいることが多くなっていること、毎日の施設の行事に参加することができず、一人でいると、幻視、幻聴が襲ってくること、人とまともに話しすらできないこと、何をするにも意欲が湧かないこと等の状態にあり、障害等級 3 級の判定は、障害の状況を適切に反映していない。

#### ② 審査庁の主張の要旨

本件処分は、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）に基づき診断書に記載された審査請求人の障害の状況について適正に判定したものであり妥当であるため、本件処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が、施行令で定める精神障害の状態に該当するか否か、該当するとすればどの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、手帳の交付（更新）決定に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上の審査基準として、判定基準及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を設定しているため、以下では、本件処分が法令並びに判定基準及び留意事項に沿って適正に行われたかを判断する。

判定基準において、障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされているところ、本件申請の添付書類である医師の診断書によると、次のことがいえる。

- ① 精神疾患の存在については、中毒精神病の存在が認められる。
- ② 精神疾患（機能障害）の状態については、判定基準において3級の基準として示されている「中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの」に当たると認められる。
- ③ 能力障害（活動制限）の状態については、審査請求人の現在の生活環境からは、日常生活に援助が必要であることは認められるが、その程度については、必ずしも日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとはいえないため、障害等級2級と3級の境界にあるものと認められる。
- ④ 障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされているところ、上記①から③までの状況から、能力障害（活動制限）の状態は2級と3級の境界にあるものの、精神疾患（機能障害）の状態は3級と認められるので、処分庁が、審査請求人の障害等級を総合的に判断して3級と決定したことに、違法、不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成28年11月17日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月16日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が施行令で定める精神障害の状態に該当するか否か、該当するとすればどの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、判定基準及び留意事項を審査基準として設定しているため、法令及び審査

基準に沿って、本件処分が適正に行われたか判断すると、判定基準において、障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされているところ、処分庁は判定基準の手續に従い原処分を行ったことが認められ、原処分を違法、不当とすべき事実は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

なお、①審査会が職権により前回の精神障害者保健福祉手帳交付申請時に添付された診断書と本件処分に係る診断書を調査した結果、「4 現在の病状・状態像等」の欄の「10 知能・記憶・学習・注意の障害」の項目中「3 その他の記憶障害（認知能力の低下）」に改善が見られ、「6 生活能力の状態」の欄の「2 日常生活能力の判定」に掲げられた8項目中、4項目について改善が見られ、「3 日常生活能力の程度」についても改善が見られること、②諮問書に添付された「精神保健福祉手帳に対する審査請求の意見結果について（答申）」において、福岡県精神保健福祉審議会が本件処分について「原処分支持」との答申を行っていることから、本件処分は妥当であるものと認められる。

加えて、審理員の審理手續をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったほか、質問権を行使したことが認められ、その手續は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会

委員 岡 本 博 志

委員 倉 員 央 幸

委員 塩 田 裕美子